植物防疫法改正の背景と概要

はじめに

我が国の植物検疫は、大正3年に「輸出入植物取締法」が制定されたことに始まり、その後、昭和23年に「輸出入植物検疫法」が制定され、さらに昭和25年5月に「害虫駆除予防法」(明治29年制定)を整理統合して、「植物防疫法」が制定され今日に至っている。この新しい法律が制定されてから既に46年が経過している。

この間,全国各地の海空港に配置された植物防疫官が 輸入植物の有害動植物の有無について検査等を行うこと により、海外からの有害動植物の侵入防止に重要な役割 を果たしてきた。

我が国の植物輸入は,経済の高度成長に伴い,質・量ともに増加してきたが,最近では,食生活の多様化,生活にうるおいを求める考え方等を反映して,生果実,野菜,切花等多様な植物が輸入されるようになってきており,輸出国数も増加している(表-1)。

また,植物の輸送手段についても,海上貨物のコンテナー化の進展,冷蔵コンテナーによる輸送,航空貨物輸送の発達等により,従来は輸入が不可能であった生鮮植物が世界各地から迅速に輸入されるようになってきている(図-1)。

このため、植物に付着して輸入される可能性のある有害動植物の種類も増加するとともに、有害動植物の活力の高いままの状態で輸入される場合が増加したことから、有害動植物の侵入の危険度は高まっており、輸入植物検疫についてより確実に実施することが求められてき

ている。

その一方で、生鮮植物の輸入の増加、物流の迅速化に伴い、植物検疫についても一層の迅速化が求められており、これらの要請に応えていくことが必要になってきた。また、国際的な植物貿易量の増加が進む中で、昨年1月に発効した「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定

に発効した「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定(WTO協定)」に基づく新たな世界的枠組みの下で、植物検疫についても、国際的に調和させていくことが求められてきた。

このような国内外の植物検疫を巡る状況に的確に対応 するため,「植物防疫法の一部を改正する法律案」が第 136回国会に提出され,参議院(4月12日可決)及び衆

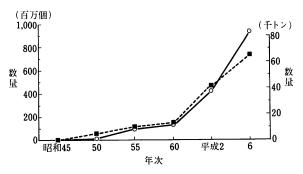


図-1 空港における貨物輸入検査実績(資料: 農林水産省 調べ)

→ 栽植用植物,栽植用球根,切り花(百万個) ・量・栽植用種子,生果実,野菜,穀類,豆類,嗜 好食品・油脂原料等(千トン)

表 - 1	輸入植物の検査数量の推移	(貨物)
-------	--------------	------

年次	栽植用植物 (草花苗等) (百万個)	栽植用球根 (花き球根) (百万個)	栽植用種子 (野菜等) (千トン)	切り花 (百万個)	生果実 (千トン)	野 菜 (千トン)	穀 類 (百万トン)	豆 類	嗜好食品・ 油脂原料等 (百万トン)	木 材 (千万 m³)
昭和 45	10	13	12	_	997	35	16	4	2	4
50	12	42	11	9	1,268	72	20	4	2	4
55	7	78	21	84	1,254	256	26	5	3	4
60	23	79	28	122	1,323	278	28	5	5	3
平成 2	67	191	31	358	1,487	470	28	5	8	3
6	166	395	28	808	1,756	975	31	5	8	2

資料:農林水産省調べ

議院(6月6日可決)の審議を経て、6月12日に公布された。

以下、今回の法改正の背景及び概要を紹介する。

1 国際的な動き

近年の植物輸入の量的増加,質的多様化に伴い,我が国への有害動植物の侵入の危険性が高まる状況の中,国際貿易における植物検疫の位置付けについても変化を迫られることとなった。具体的には,ガット協定では,検疫衛生措置(植物検疫のほか,動物検疫,食品衛生を含む)は輸入制限の一般的例外とされてきたが,WTO協定においては,検疫衛生措置の必要性は認めるものの必要最小限にしようとする方向で,検疫衛生措置の貿易に対する悪影響を最小にするための新たな枠組みとして,昨年1月に「衛生植物検疫措置の適用に関する協定(SPS協定)」が合意された。

SPS 協定においては、

- ① 検疫衛生措置は科学的根拠に基づいて適用すること
- ② 原則として国際基準に基づいて検疫衛生措置をとること
- ③ 有害動植物の危険性の評価(PRA; Pest Risk Analysis)に基づき、適切な検疫措置を決定すること

等が定められた。

また、加盟国は自国の検疫措置の変更等をWTOに通報しなければならないことになった。

しかしながら、植物検疫に関する具体的な国際基準が 策定されていなかったことから、FAO (国連食糧農業機 関)において国際基準の策定作業が行われ、昨年 10 月の FAO 総会で PRA のガイドライン等の基準が承認され た。

PRA とは,各国が自国の植物検疫の対象及び検疫措置を決定するための手法であり、その国の自然環境、農業事情等を考慮して、有害動植物が侵入する可能性や侵入した際の被害等を査定し、検疫の対象となる有害動植物(検疫有害動植物)を決定するとともに、その危険度に応じた検疫措置を決定するものである。

2 植物検疫に関する懇談会

我が国としては、FAOの専門家会合に委員を派遣するなど、世界最大の農産物輸入国の一つである等の立場を主張するため、国際基準作りに積極的に参画するとともに、各国の植物検疫制度の調査を行う(「植物防疫」第49巻6、9、10、11、12号に連載)など、情報の収集に努めてきた。

また,我が国独自の PRA をどのように実施すべきか

について,大学,国公立試験研究機関等の専門家と植物 検疫関係者により技術的検討を行ってきた。

これらの各種調査,検討結果をもとに,昨年11月に研究者,生産者,流通関係者,消費者等からなる「植物検疫に関する懇談会」が設置され,幅広い観点から検討が行われ,その結果は本年1月に「今後の植物検疫の改善方向」として報告された。今回の植物防疫法改正は,本報告の内容の具体化に向け実施されたものである。

本報告の概要は次のとおりである。

(1) 植物検疫の課題

植物輸入の量的な増加及び質的な多様化に伴い,病害虫の侵入の危険性が高まっていることから,国際的な動きも踏まえ,現行の水際での検査に加え,多様な検疫措置の導入を図り,病害虫の危険度に応じた,より効果的・効率的な植物検疫を実施することが必要である。また,物流の迅速化の進展に対応した植物検疫の迅速化を図ること。なお,いずれの場合でも,病害虫の侵入防止に万全を期することが不可欠である。

- (2) 植物検疫の改善の方向
- 1) 病害虫の危険度に応じた植物検疫の実施(図-2)
- ① PRA に当たっては、我が国の多様な農業の実態、 農産物輸入の実態を十分に考慮する。
- ② 植物検疫の対象とする病害虫の範囲は,国内農業 に影響を及ぼすおそれのない病害虫のみを外すこと により幅広く対象とすることが適当である。

また,国・都道府県が防除対策を講じている病害 虫は植物検疫の対象とすることが適当である。

- ③ 上記の考え方によれば、植物検疫の対象とならない病害虫は一部に限られ、これらの病害虫が我が国 農業に新たな被害を及ぼすおそれはないと見込まれ る。
- ④ 現行の輸入禁止品決定の基本的考え方については、今後とも維持すべきである。
- 2) 植物輸入の量的増加及び質的多様化に対応した植物検疫の充実・多様化
- ① 侵入病害虫の媒体となる潜在的危険性が大きい種 苗類については、一層精密な検査を行うなど植物検 疫を充実する必要がある。
- ② 輸入時点では発見困難であるが栽培時には発見容易な病害虫については、輸出国の栽培地における検査を要求する仕組みの導入を検討すべきである。
- ③ 危険度が極めて低いことが明らかとなった植物は、輸出国の検査を不要とし、輸入時の検査のみとすることを検討すべきである。
- 3) 植物検疫の迅速化

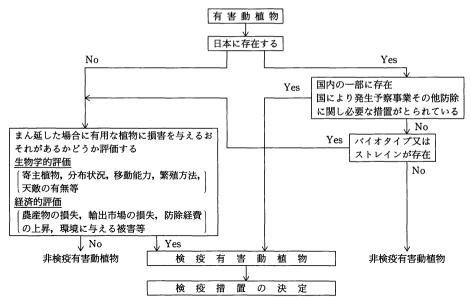


図-2 病害虫危険度解析 (PRA: Pest Risk Analysis) の実施手順

注:「バイオタイプ又はストレイン」とは、形態的には全く同一であり、有害動植物の分類上は同一種として 分類されているが、寄主範囲、生育・繁殖能力等の性質が異なるものを指す。ある種の中に、検疫有害 動植物に該当するバイオタイプ又はストレインが存在する場合には、当該種全体を検疫有害動植物とし て取り扱う。

- ① 税関とのインターフェイス化等の検査手続の電算化を積極的に推進すべきである。
- ② 病害虫の迅速な検査・同定技術,切花などの迅速 な消毒技術の開発・導入を進めるべきである。
- ③ 地方空港の国際化に対応した検査体制の整備が必要である。
- 4) 地球環境の保全に配慮した植物検疫技術の改善等
- ① オゾン層保護の観点からの国際的な動き等を踏ま え、臭化メチル消毒の代替技術の開発を推進すべき である。
- ② 植物検疫に関する情報の国民への積極的な提供を 行うべきである。
- ③ 輸入禁止品については、現在特別に許可されている試験研究目的以外であっても、展示用の標本等特別な場合に限っては輸入できるようにすることを検討すべきである。

3 植物防疫法の一部を改正する法律の概要

植物検疫に関する懇談会の報告の具体化のため、有害動植物の危険度に応じた植物検疫の実施及び植物検疫手続の迅速化の二つの課題を大きな柱として、植物防疫法は改正された。その概要は次のとおりである。

- (1) 国際植物検疫の対象となる有害動植物の範囲
- 1) 国際植物検疫の対象となる有害動植物として、「検

疫有害動植物 | を定めること。

- 2) 「検疫有害動植物」とは、まん延して有用な植物に 損害を与えるおそれがある有害動植物であって、次 のいずれかに該当するものをいうものとすること。
- ① 国内に存在することが確認されていないもの
- ② 既に国内の一部に存在しており、かつ、国により 発生予察事業その他防除に関し必要な措置がとられ ているもの。

国内農業に影響を及ぼすおそれのない一部の有害動植物(カツオブシムシ、こうじかび病菌等)を消毒等の植物検疫措置の対象としない有害動植物として特定し、これら以外の有害動植物について、消毒等の植物検疫措置の対象とする。

なお,輸入時の検査は全ての輸入植物について行 う。

(2) 危険度に応じた植物検疫措置の実施

1) 輸入時点で行う検査を的確に実施するため、その 栽培地において検査を行う必要がある植物について は、輸出国の政府機関によりその栽培地で行われた 検査の結果、検疫有害動植物が付着していない旨を 記載した検査証明書を添付してあるものでなければ 輸入してはならないものとすること。

輸入時点での検査では発見が困難であるが、輸出

国の栽培地における検査では発見が容易な有害動植物について、輸出国の栽培地における検査を義務付けるものであり、具体的な植物としては、フザリウム菌が付着するおそれのあるエンドウ種子などを予定している。

2) 栽培の用に供しない植物であって、検疫有害動植物が付着するおそれが少ないものについては、輸出国の政府機関により発行される検査証明書の添付を要しないものとすること。

重要な有害動植物の付着するおそれの少ない一部 の植物について輸出国における検査を不要とするものであり、具体的な植物としては、コプラ (ココヤシ)、コショウの実等を予定している。

(3) 輸入禁止品の輸入許可の範囲

試験研究の用に供する場合その他特別な事情がある場合において農林水産大臣の許可を受けたときは、輸入禁止品を輸入できるものとする。

「特別な事情がある場合」とは、具体的には、展示用の 標本として輸入禁止対象植物を輸入する場合や、犯罪捜 査上の証拠品として少量の土を輸入する場合等を予定し ている。

(4) 輸入植物検疫手続の電算化

輸入検査の届出,輸入検査を受けた者に対する消毒・ 廃棄命令の通知,合格証明の通知について電子情報処理 組織を使用して行うことができるものとする。

具体的には、通関手続きで既に実施されている税関の 電算システムと輸入植物の検査手続きの電算システムと のインターフェイス化を進めることにより、情報処理の 電算化、ペーパーレス化を推進することとしている。

4 対応

この改正法は、附則において公布の日から起算して一年を越えない範囲内において政令で定める日から施行するものとされていることから、新たな体制で円滑に植物検疫を推進できるよう施行日までに関係の政令・省令を定める必要がある。具体的には、消毒等の植物検疫措置

の対象としない有害動植物や栽培地検査を要求する有害動植物等を定めることになるが、その改正過程においては、国内的には公聴会の開催、国際的にはWTO・FAOへの通報などの手続きを踏まなければならないので、これらの手続きを急ぐ必要がある。

植物防疫所においては、従来から、質的量的に増加する植物の輸入に対応するため、植物防疫官の増員、地方空港を中心とした検疫港の指定拡大、輸入検査技術の開発等検疫体制の整備強化に努めてきたところであるが、今回の法改正に伴う新たな体制の下で、より円滑に植物検疫を実施できるよう、平成8年度に横浜植物防疫所調査研究部にPRA部門、主要植物防疫所に検査で発見される病害虫の同定診断部門を新設するとともに、業務執行体制を従来の部課係からなるライン制から、植物検疫官、調査官、同定官よりなるスタッフ制に移行した。

また、植物検疫手続きの迅速化のため、輸入関連省庁間の電算システムとのインターフェイス化を実施し、輸入検査手続きにおけるペーパレス化を平成9年度から実施できるよう作業を進めている。

おわりに

新たな体制下で的確な検疫を実施するため、特に植物防疫所における PRA 体制の整備強化及び植物防疫官の有害動植物の同定診断技術の向上が急務であるが、さらに重要なことは、今回の法改正に伴い、検疫有害動植物を定めるに当たっては、病害虫の国内発生の有無や発生予察事業等との関連が明確に規定されたことから、従来にもまして国内防除関係者と植物検疫関係者の密接な連携が必要となったことである。

このため、今後、我が国の農業生産を守るため、国内 の植物防疫関係者が一丸となって、より一層積極的に植 物防疫事業を推進していかなければならないと考える。

最後に、今回の植物防疫法の改正に当たり、ご助言、 ご指導を賜った関係各位に対し厚くお礼を申し上げる。

人 事 消 息

○<u>植物防疫課</u>(6月16日付)

長谷川 裕氏 (課長補佐 (総括及び防除班担当)) は課長 補佐 (総括及び企画班担当) に

横井幸生氏 (課長補佐 (農業航空班担当)) は課長補佐 (防 除班担当) に

高橋孝雄氏 (課長補佐 (企画班担当)) は企画課企画官に 横田美香氏 (総務課) は植物防疫課併任に (7月2日付) 酒井 進氏(農薬検査所検査第一部農薬環境検査課長) は植物防疫課課長補佐(農業航空班担当)に

○農林水産省(7月5日付)

場田道夫氏 (環境庁水質保全局長) は水産庁長官に 渡辺好明氏 (林野庁林政部長) は環境庁出向 (水質保全 局長に)

岡 辰男氏(横浜植物防疫所調査研究部)は植物防疫課 併任に